

おかやま認知症サポート企業等支援事業実施要綱

令和2年10月30日局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、認知症に対する正しい理解と適切な対応に努める企業等を支援することにより、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現することを目的とする。

(登録)

第2条 小売業、金融業、保険業、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業等生活環境の中で、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される営業を行う企業等又は団体であつて、岡山市内に窓口又は店舗等のあるもの(以下「企業等」という。)は、おかやま認知症サポート企業の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第3条 おかやま認知症サポート企業の登録を受けようとする者は、次の書類に所要事項を記載して、市長に提出しなければならない。

- (1) おかやま認知症サポート企業等登録申請書(様式第1号)
- (2) おかやま認知症サポート企業等その他の取組計画書(様式第2号)

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を認知症サポート企業等登録簿に登録する。

- (1) 企業等の名称
- (2) 業種
- (3) 所在地
- (4) ホームページアドレス

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を登録の申請者に通知するとともに、本市のホームページに掲載する。

(登録の拒否)

第5条 市長は、第3条の規定による登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体

(2) 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体

（変更の届出）

第6条 第2条の登録を受けた者（以下「認知症サポート企業等」という。）は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、おかやま認知症サポート企業等変更・辞退届兼支援資材の追加に関する連絡票（様式第3号）に所要事項を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

（取組）

第7条 認知症サポート企業等は、店舗、窓口等に配属した従業員を対象として認知症サポーター養成講座を開催し、又は当該従業員のいずれかに本市が開催する認知症サポーター養成講座を受講させなければならない。

2 認知症サポート企業等は、認知症サポーター養成講座を受講した従業員を配属した窓口及び店舗の見やすい場所に本市が配付するステッカーを表示しなければならない。

3 認知症サポート企業等は、次に掲げるいずれかにより、認知症サポーター養成講座を受講した従業員に認知症サポーターであることを明示させなければならない。

(1) 当該従業員に認知症サポーターカードを携帯及び提示させること

(2) 当該従業員にオレンジリング等を身につけさせること

4 認知症サポート企業等は、次に掲げる取組のいずれかを実施するよう努めなければならない。

(1) 対応マニュアルの作成、従業員への研修等認知症高齢者が利用しやすい環境づくり

(2) 若年性認知症に関する啓発活動又は若年性認知症の人の雇用

(3) 地域包括支援センター又は認知症コールセンターの紹介

(4) 従業員に対する岡山市行方不明高齢者さがしてメール事業の協力者の登録の勧奨又は岡山市高齢者・子どもの見守りネットワーク事業への協力事業者等としての参画

(5) 本市の作成する認知症啓発資材の掲示又は従業員若しくは顧客への配布

（取組状況の報告）

第8条 認知症サポート企業等は、毎年度終了後1月以内に、認知症サポート企業等報告書（様式第4号）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認める場合は、認知症サポート企業等に対し、取組の実施状況に係る

資料等の提出を求めることができる。

(認知症サポート企業等への支援)

第9条 本市は、認知症サポート企業等に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 認知症サポーター養成講座の講師の派遣
- (2) 認知症施策に関する情報提供及び本市の作成する啓発資材の提供
- (3) 認知症サポーター養成講座受講後の認知症サポーターカード及び店舗、窓口等に掲示するおかやま認知症サポート企業のステッカー配付
- (4) 本市のホームページ、各種広報媒体等の活用による認知症サポート企業等の取組内容等の広報

(登録の取消し)

第10条 市長は、認知症サポート企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認知症サポート企業等について登録を取り消す。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 不正の手段により第2条の登録を受けたとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(登録の抹消)

第11条 市長は、前項の規定による登録の取消しをしたとき又はおかやま認知症サポート企業等変更・辞退届兼支援資材の追加に関する連絡票による登録の抹消の申請があったときは、当該認知症サポート企業等の登録を抹消する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。